

光市人権施策推進指針の体系図

市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして

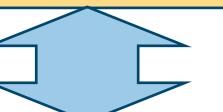


基本理念

市民すべてが生涯にわたって、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い命（生命）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進します。

キーワード

「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」



総合的な人権施策の推進

施策の推進

- ◎人権尊重の視点に立った行政の推進
 - ・常に人権尊重を行動基準とした市政運営
 - ・人権尊重の視点から業務の点検、見直し等
 - ・職員等への研修の充実
 - ・指針を尊重した基本計画、行動計画等の策定等
- ◎人権教育・人権啓発の推進
 - ・学校や地域社会の取組、家庭教育への支援
 - ・人権啓発の推進
- ◎相談・支援体制の充実
 - ・相談体制の充実
 - ・相談者等への支援
 - ・指導者の育成

分野別施策の推進

- ①女性の人権、②子どもの人権
- ③高齢者的人権、④障害者の人権
- ⑤同和問題、⑥外国人の人権
- ⑦感染症患者等の人権、⑧ハンセン病問題
- ⑨罪や非行を犯した人の人権
- ⑩プライバシーの保護
- ⑪インフォームド・コンセントの推進
- ⑫インターネットによる人権侵害
- ⑬犯罪被害者と家族の保護
- ⑭拉致問題、⑮環境に関する問題
- ⑯性同一性障害者の人権
- ⑰ストーカーなどに関する問題
- ⑱フリーターなどの非正規雇用に関する問題



推進体制

市民・地域社会

民間団体・企業など

連携・協力

行政・人権施策推進審議会など

それぞれの取組

指針の見直し

社会情勢の変化や新たな人権課題などへの対応を図るために、成果や課題などを踏まえつつ、必要に応じて適宜見直しを行います。

人権に関する主な相談窓口

分野別	相談名称又は相談機関	場所	相談日時	連絡先
人権全般	みんなの人権 110番	法務省全国共通 人権相談ダイヤル	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0570-003-110
	人権相談	山口地方法務局 周南支局	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0834-28-0244
	人権擁護委員による特設人権相談	大和支所	第1木曜日（平日） 9：00～12：00	0833-72-1459 (人権推進課)
		あいぱーく光	第2,4木曜日（平日） 9：00～12：00	
女性	女性の人権ホットライン	法務省全国共通 人権相談ダイヤル	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0570-070-810
	山口県男女共同参画相談センター ※DV（配偶者等からの暴力）ホットライン	山口県婦人教育 文化会館	月～金曜日（平日） 8：30～22：00 土・日曜日 9：00～18：00	083-901-1122 ※DVホットライン (緊急用) 0120-238122
	※やまぐち性暴力相談 ダイヤルあさがお		※相談ダイヤルあさがお：24時間受付	※あさがお 083-902-0889
	福祉総務課保護係 ※DV（配偶者等からの暴力）に関する相談	あいぱーく光	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0833-74-3004
子ども	人権推進課男女共同参画係	市役所		0833-72-1462
	子どもの人権 110番	法務省全国共通 人権相談ダイヤル	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0120-007-110
	子ども相談センター 「きゅっと」	あいぱーく光	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0833-74-5910
高齢者	学校教育課	教育委員会		0833-74-3602
	地域包括支援センター	あいぱーく光	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0833-74-3002
障害のある人	福祉総務課障害福祉係	あいぱーく光	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0833-74-3001

発行元：光市市民部人権推進課 人権推進係

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

TEL：0833-72-1459 FAX：0833-72-3919 E-Mail：jinkensuishin@city.hikari.lg.jp

光市人権施策推進指針

概要版

～市民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして～



指針改定の趣旨

平成 22 年（2010 年）9 月に、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「光市人権施策推進指針」を策定し、総合的な人権施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、今日の社会においては、差別問題だけでなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害される問題も含めて、様々な分野において人権課題が存在し、複雑・多様化しています。

このため、社会経済情勢等の変化や、法律等の制定や改正、さらには平成 27 年（2015 年）9 月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等も踏まえ「光市人権施策推進指針」の見直しを行い、引き続き、人権施策を総合的に推進していくものです。

基本的な考え方

【基本理念】

市民すべてが生涯にわたって、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、尊いいのち（生命）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、引き続き「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進することを基本理念とします。

【キーワード】

基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、キーワードを定めて諸施策を推進します。

いのち

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い「いのち」を大切にする地域社会の実現をめざします。

じゅう

市民一人ひとりが、自由で自立した生活のできる地域社会の実現をめざします。

びょうどう

市民一人ひとりが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の実現をめざします。

人権施策の推進

■人権教育・啓発の推進

<人権教育の推進>

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう「山口県人権推進指針」や「山口県人権教育推進資料」、「光市人権施策推進指針」を踏まえ、総合的かつ効果的な人権教育の推進に努めます。

<人権啓発の推進>

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深め、人権を尊重することの重要性を認識するための幅広い啓発活動を積極的に推進します。

■相談・支援体制の充実

人権擁護機関等の相談機関相互のネットワーク化、相談窓口体制の充実、相談担当職員の資質向上を図るために研修の充実など、人権の救済に向けた体制づくりを推進します。

■指導者の育成

「光市人権教育推進協議会」等を通じて、様々な人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、コミュニティセンター等で行われる学習会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう積極的に情報提供し、学習機会の充実に努めます。

分野別施策の推進

①女性の人権

- ・女性も男性も社会のあらゆる分野に参画し、対等なパートナーとして互いの個性と能力を十分に發揮できる社会の実現を目指します。特に女性の活躍について推進します。
- ・家庭、地域、職場などにおける男女平等意識の醸成や、配偶者等からの暴力を許さない環境づくりに努めます。

②子どもの人権

- ・子どもの立場になって、やさしさあふれる質の高い子育て支援を展開します。
- ・まちぐるみで子育て環境を見守る支援の「わ」により各種施策を推進します。

③高齢者の人権

- ・介護予防や健康づくりに積極的に取り組み、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の整備に努めます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

④障害者的人権

- ・障害のある人が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活が送れるよう、障害者を社会全体で支援する仕組みを構築します。
- ・自立した日常生活や社会生活が送れるよう、ニーズに即したサービスや相談・支援体制の充実に努め、障害のある人や障害者福祉に対する市民意識の醸成を図ります。

⑤同和問題

- ・同和問題は人権課題のひとつとして捉え、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指し、「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って、引き続き人権教育・啓発活動を推進します。

⑥外国人の人権

- ・異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、地域社会の構成員として共生する社会づくりに向け、啓発活動などによる相互理解の促進に努めます。

⑦感染症患者等の人権

- ・感染症などへの偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及啓発を推進します。
- ・関係機関と密接な連携を図り、発生の予防と相談・支援体制の整備に努めます。

⑧ハンセン病問題

- ・偏見や差別を解消するため、啓発週間などの機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

⑨罪や非行を犯した人の人権

- ・罪や非行を犯した人への偏見をなくし、社会復帰に向けた自立を支援するため、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

⑩プライバシーの保護

- ・情報の管理や秘密の厳守、人権の尊重、個人情報の保護に関する啓発を推進します。

⑪インフォームド・コンセントの推進

- ・患者自身が主体的に治療を選択し安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導や市民への普及啓発を行い、信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

⑫インターネットによる人権侵害

- ・インターネット上での人権侵害や子どもを取り巻くネット環境に関し、正しい知識を身に着け、マナーやルールを守ってインターネットなどを活用できるよう、保護者や学校、地域と関係機関が連携を図りながら、啓発活動を推進します。

⑬犯罪被害者と家族の保護

- ・国の基本計画に沿って犯罪被害者等の権利利益や生活が守られるよう、関係機関等が連携し、総合的かつ効果的な啓発活動を推進します。

⑭拉致問題

- ・関係機関とも連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮した啓発活動の実施など、市民理解の促進と世論の喚起に取り組みます。

⑮環境に関する問題

- ・「光市自然敬愛都市宣言」、「光市自然敬愛基本構想」、「光市環境基本条例」の理念を踏まえ、豊かな自然環境を保全し、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの促進、持続可能な循環型社会の構築に向けた環境施策の展開を図ります。

⑯性同一性障害者的人権

- ・性同一性障害のある人が、自分らしく生き生きと生活できるよう、差別や偏見、暮らしの中での困難を解消するため、正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

⑰ストーカーなどに関する問題

- ・警察や関係機関が連携し、ストーカー被害の防止に向けた啓発に努めます。

⑱フリーターなどの非正規雇用に関する問題

- ・良好な職場環境づくりの推進にあたり、企業や関係機関等に対し、各種制度の普及・促進を図り、住宅の確保支援など、生活の安定に向けた啓発に努めます。